

# 量目公差表

柏市消費生活センター  
平成26年7月11日発行

特定商品の名称	商品の表示量		量目公差
精米・豆类・小麦粉・お茶 ・食肉・菓子・塩蔵魚介類 など	5g以上	50g以下	4%
	50gを超え	100g以下	2g
	100gを超え	500g以下	2%
	500gを超え	1kg以下	10g
	1kgを超え	25kg以下	1%
野菜・漬物・果実・魚介類 ・めん類・調理食品 など	5g以上	50g以下	6%
	50gを超え	100g以下	3g
	100gを超え	500g以下	3%
	500gを超え	1.5kg以下	15g
	1.5kgを超え	10kg以下	1%
しょう油・アルコール飲料 ・灯油 など	5ml以上	50ml以下	4%
	50mlを超え	100ml以下	2ml
	100mlを超え	500ml以下	2%
	500mlを超え	1L以下	10ml
	1Lを超え	25L以下	1%

※上記の表は、簡易にしたものであり、詳細は別紙「量目公差表（詳細）」を参照。

## ●計算方法●

$$\begin{aligned} \text{過不足量} &= \text{実量} - \text{表記量} \\ \text{過不足率} &= \text{過不足量} \div \text{表記量} \times 100 (\%) \end{aligned}$$

(例1) 100g126円の豚肉 表記量378g 実量350g  
 過不足量 = 350g - 378g = -28g  
 過不足率 = -28g ÷ 378g × 100 = -7.4% (量目公差違反)

(例2) 100g148円のしらす 表記量 88g 実量82g  
 過不足量 = 82g - 88g = -6g (量目公差違反)

(例3) 100g98円のれんこん 表記量220g 実量219g  
 過不足量 = 219g - 220g = -1g  
 過不足率 = -1g ÷ 220g × 100 = -0.04% (量目公差範囲内)

# 量目公差表（詳細）

内容量を表記したときに、表記量と実際の量のご差を一定範囲にすることが義務付けられる商品	左記商品のうち密封したとき、表記義務に係るもの	特定対象量	公差	左記商品について量目公差の義務が係る内容量の上限	
1・精肉及び精麦	・精米及び製麦	質量	表(1)	25kg	
2・豆類（未成熟のものを除く。）及びあひん、黒豆その他の豆類の加工品 （1）加工していないもの	・豆類（未成熟のものを除く。）及びあひん、黒豆その他の豆類の加工品 （1）加工していないもの	質量	表(1)	10kg	
（2）加工品	（2）加工品のうち、あひん、黒豆、きなこ、ビーナッツ製粒及びはるきめ	質量	表(1)	5kg	
3・米粉、小麦粉その他の粉類	・米粉、小麦粉その他の粉類	質量	表(1)	10kg	
4・でん粉	・でん粉	質量	表(1)	5kg	
野菜・漬物・果実・魚介類・めん類・調理食品 など	・野菜（缶詰及び瓶詰めを除く。）及びその加工品（漬物以外の塩蔵野菜を除く。） （1）生鮮のもの及び冷蔵したものではないもの	質量	表(2)	10kg	
（2）缶詰及び瓶詰め、トマト加工品並びに野菜ジュース	（2）缶詰及び瓶詰め、トマト加工品並びに野菜ジュース	質量 又は体積	表(1) 表(3)	5kg 5l	
5（3）漬物（缶詰及び瓶詰めを除く。）及び冷凍食品（加工した果実を凍結させ、容器に入れ、又は包装したものに 限る。）	（3）漬物（缶詰及び瓶詰めを除く。）及び冷凍食品（加工した果実を凍結させ、容器に入れ、又は包装したものに 限る。）のうち、きこの加工品及び乾燥野菜	質量	表(1)	5kg	
（4）（2）又は（3）に掲げるもの以外の加工品	（4）缶詰及び瓶詰め、トマト加工品並びに野菜ジュースまたは、漬物（缶詰及び瓶詰めを除く。）及び冷凍食品（加工 した野菜を凍結させ、容器に入れ、又は包装したものに限る。）のうち、きこの加工品及び乾燥野菜	質量	表(1)	5kg	
6・菓実及びその加工品（菓実飲料原料を除く。） （1）生鮮のもの及び冷蔵したもの	・菓実及びその加工品（菓実飲料原料を除く。） （1）生鮮のもの及び冷蔵したもの	質量	表(2)	10kg	
しょう油、アルコール飲料・灯油 など	（2）漬物（缶詰及び瓶詰めを除く。）及び冷凍食品（加工した果実を凍結させ、容器に入れ、又は包装したものに 限る。）	質量	表(2)	5kg	
（3）（2）に掲げるもの以外の加工品	（3）漬物（缶詰及び瓶詰めを除く。）及び冷凍食品（加工した果実を凍結させ、容器に入れ、又は包装したものに 限る。）のうち、缶詰及び瓶詰め、ジャム、マーメイド、果実ハタゴ並びに乾燥果実	質量	表(1)	5kg	
7・砂糖	・砂糖のうち、綿工物又は原糖なく両方以上に積み重ねて包装した角砂糖以外のもの	質量	表(1)	5kg	
8・茶、コーヒー及びココアの調製品	・茶、コーヒー及びココアの調製品	質量	表(1)	5kg	
9・香辛料	・香辛料のうち、破碎し、又は粉砕したもの	質量	表(1)	1kg	
10・めん類	・めん類のうち、ゆでめん又はむしめん以外のもの	質量	表(2)	5kg	
11・もち、オートミールその他の穀類加工品	・もち、オートミールその他の穀類加工品	質量	表(1)	5kg	
12・菓子類	・菓子類のうち、 （1）ビスケット類、米菓及びキャンデー（ナッツ類、クリーム、チョコレート等をはさみ、入れ、又は付けたもの を除くものとして、1個の質量が3g未満のものに限る。）	質量	表(1)	5kg	
	（2）油菓子（1個の質量が3g未満のものに限る。）	質量	表(1)		
	（3）水ようかん（くり、ナッツ類等を入れたものを除くものとし、缶入りのものに限る。）	質量	表(1)		
	（4）プリン及びゼリー（缶入りのものに限る。）	質量	表(1)		
	（5）チョコレート（ナッツ類、キャンディ等を入れ、若しくは付けたもの又は綿工ものを除く。）	質量	表(1)		
（6）スナック菓子（ポップコーンを除く。）	質量	表(1)			
13・食肉（鮭肉を除く。）並びにその冷凍品及び加工品	・食肉（鮭肉を除く。）並びにその冷凍品及び加工品	質量	表(1)	5kg	
14・はちみつ	・はちみつ	質量	表(1)	5kg	
15・牛乳（脱脂乳を除く。）及び加工乳並びに乳製品（乳酸菌飲料を含む。） （1）粉乳、バター及びチーズ	・牛乳（脱脂乳を除く。）及び加工乳並びに乳製品（乳酸菌飲料を含む。） （1）粉乳、バター及びチーズ	質量	表(1)	5kg	
（2）（1）に掲げるもの以外のもの	（2）粉乳、バター及びチーズ以外のものうち、アイスクリーム類以外のもの	質量 又は体積	表(1) 表(3)	5kg 5l	
16・魚（魚卵を含む。）、貝、いか、たこその他の水産動物（食用のものに限り、ほ乳類を除く。）並びにその冷凍 品及び加工品 （1）生鮮のもの及び冷蔵したもの並びに冷凍品	・魚（魚卵を含む。）、貝、いか、たこその他の水産動物（食用のものに限り、ほ乳類を除く。）並びにその冷凍品 及び加工品 （1）生に揚げたもの内、冷凍具柱及び冷凍えび	質量	表(2)	5kg	
	（2）乾燥し、又はくん製したもの、冷凍食品（加工した水産動物を凍結させ、容器に入れ、又は包装したものに 限る。）及びそぼろ、みりんぼしその他の調味加工品	（2）乾燥し、又はくん製したもの、冷凍食品（加工した水産動物を凍結させ、容器に入れ、又は包装したものに 限る。）及びそぼろ、みりんぼしその他の調味加工品のうち、 ①干しのかずのこ、たづくり及び茶干しえび ②煮干し、又はくん製したもの ③冷凍食品（貝、いか及びえびに限る。） ④調味加工品（たら又はだいのそぼろ又はてんぷら及びひょうに加工品に限る。）	質量	表(2)	5kg
	（3）（2）に掲げるもの以外の加工品	（3）乾燥し、又はくん製したもの、冷凍食品（加工した水産動物を凍結させ、容器に入れ、又は包装したものに 限る。）及びそぼろ、みりんぼしその他の調味加工品のうち、 ①塩かすのこ、塩ちりこ、すじこ、いくら及び干しえび ②缶詰、魚肉/ム及び魚肉ソーセージ、節類及び節類、塩辛製成並びにぬか、かす類に漬けたもの	質量	表(1)	5kg
17・海藻及びその加工品	・海藻及びその加工品のうち、生鮮のもの、冷蔵したもの、干しもの又はのりの加工品以外のもの	質量	表(2)	5kg	
18・食塩、みそ、うまみ調味料、風味調味料、カレールウ、食用植物油、ショートニング及びマーガリン類	・食塩、みそ、うまみ調味料、カレールウ、食用植物油、ショートニング及びマーガリン類	質量		5kg	
19・ソース、めん類等のつゆ、焼肉等のたれ及びスープ	・ソース、めん類等のつゆ、焼肉等のたれ及びスープ	質量 又は体積	表(1) 表(3)	5kg 5l	
20・しょうゆ及び食酢	・しょうゆ及び食酢	質量	表(3)	5l	
21・調理食品 （1）即席しるこ及び即席せんざい	・調理食品 （1）即席しるこ及び即席せんざい	質量	表(1)	1kg	
（2）（1）に掲げるもの以外のもの	（2）即席しるこ及び即席せんざい以外のものうち、冷凍食品、チルド食品、レトルトパウチ食品並びに缶詰及び 瓶詰	質量	表(2)	5kg	
22・清涼飲料の粉末、つくだに、ふりかけ並びにごま塩、洗いごま、すりごま	・清涼飲料の粉末、つくだに、ふりかけ並びにごま塩、洗いごま、すりごま及びいりごま	質量	表(1)	1kg	
23・飲料（医薬用ものを除く。） （1）アルコールを含まないもの	・飲料（医薬用ものを除く。） （1）アルコールを含まないもの	質量 又は体積	表(1) 表(3)	5kg 5l	
（2）アルコールを含むもの	（2）アルコールを含むもの	質量	表(3)	5l	
24・液化石油ガス	・液化石油ガス	質量 又は体積	表(1) 表(3)	10kg 10l	
25・灯油（容器に入れて販売するとき、体積表記義務）	・灯油（容器に入れて販売するとき、体積表記義務）	質量	表(3)	2.5l	
26・潤滑油	・潤滑油	質量	表(3)	5l	
27・油性塗料、ラッカー、合成樹脂塗料及びシンナー（塗料用のものに限る。）	・油性塗料、ラッカー、合成樹脂塗料及びシンナー（塗料用のものに限る。）	質量 又は体積	表(1) 表(3)	5kg 5l	
28・家庭用合成洗剤、家庭用洗浄剤及びクレンザー	・家庭用合成洗剤、家庭用洗浄剤及びクレンザー	質量 又は体積	表(1) 表(3)	5kg 5l	
29・皮革（原皮並びに革、とかげ革、へび革及びかめ革を除く。）		質量		25dm <sup>2</sup> 以上(面積)2%（伸び率が大きい皮革として、経済産業省令で定めるものにあつては3%）	

第1種量目公差表（表1）

商品の表示量	誤差
5g 以上 50g 以下	4%
50g を超え 100g 以下	2%
100g を超え 500g 以下	2%
500g を超え 1kg 以下	1%
1kg を超え 2.5kg 以下	1%

第2種量目公差表（表2）

商品の表示量	誤差
5g 以上 50g 以下	6%
50g を超え 100g 以下	3%
100g を超え 500g 以下	3%
500g を超え 1.5kg 以下	1.5%
1.5kg を超え 10kg 以下	1%

第3種量目公差表（表3）

商品の表示量	誤差
5mL 以上 50mL 以下	4%
50mL を超え 100mL 以下	2mL
100mL を超え 500mL 以下	2%
500mL を超え 1L 以下	10mL
1L を超え 2.5L 以下	1%

# 計量器管理台帳

管理番号

種類			器物番号	
能力	ひょう量	kg	最小目量	
購入年月日	平成	年	月	日
購入先				

定期検査年月日	定期検査結果	不合格理由	処理	責任者印
・ ・	合格 ・ 不合格			
・ ・	合格 ・ 不合格			
・ ・	合格 ・ 不合格			
・ ・	合格 ・ 不合格			
・ ・	合格 ・ 不合格			
・ ・	合格 ・ 不合格			
・ ・	合格 ・ 不合格			
・ ・	合格 ・ 不合格			
・ ・	合格 ・ 不合格			
・ ・	合格 ・ 不合格			
・ ・	合格 ・ 不合格			
・ ・	合格 ・ 不合格			
・ ・	合格 ・ 不合格			
・ ・	合格 ・ 不合格			

定期検査とは、計量法で定められている計量器の精度を確認する検査のことを言います。各計量器は、**2年に1度検査しなければならず**、検査していない計量器は、計り売りしている商品を計ってはいけません。

定期検査を行っている機関は、**柏市役所消費生活センター**又は**民間の計量士**です。  
ご使用の計量器を確認し、2年を過ぎない間に定期検査を受けてください。

## 《記入例》

柏市消費生活センター  
平成26年7月11日発行

## 計量器管理台帳

管理番号

3

種類	電気式はかり			器物番号	12345	
能力	ひょう量	6	kg	最小目量	1 kg	
購入年月日	平成	〇〇年	〇〇月	〇日	使用場所	精肉部バックヤード
購入先	株式会社 〇〇はかり					

定期検査年月日	定期検査結果	不合格理由	処理	責任者印
20・5・10	合格 ・ 不合格			印
22・5・5	合格 ・ 不合格	器 差	修理・再検定	印
24・4・30	合格 ・ 不合格			印
26・4・22	合格 ・ 不合格			印
・ ・	合格 ・ 不合格			
・ ・	合格 ・ 不合格			
・ ・	合格 ・ 不合格			
・ ・	合格 ・ 不合格			
・ ・	合格 ・ 不合格			
・ ・	合格 ・ 不合格			
・ ・	合格 ・ 不合格			
・ ・	合格 ・ 不合格			

定期検査とは、計量法で定められている計量器の精度を確認する検査のことを言います。各計量器は、**2年に1度検査しなければならず**、検査していない計量器は、計り売りしている商品を計ってはいけません。

定期検査を行っている機関は、**柏市役所消費生活センター**又は**民間の計量士**です。  
ご使用の計量器を確認し、2年を過ぎない間に定期検査を受けてください。